

各支給認定保護者の皆様

小鳥の森こども園

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支拂去(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

小鳥の森こども園 設置者様

新潟市役所保育課

令和2年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	57,295	57,295	48,995
5月	57,365	57,365	49,065
6月	57,295	57,295	48,995
7月	57,295	57,295	48,995
8月	50,715	50,715	42,415
9月	114,965	57,045	48,745
10月	114,965	57,045	48,745
11月	114,965	57,045	48,745
12月	114,965	57,045	48,745
1月	114,965	57,045	48,745
2月	114,455	56,775	48,515
3月	120,655	62,975	54,715

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	222,330	213,260	141,240	132,170	76,630	67,370	68,680	59,420
5月	222,270	213,200	141,180	132,110	76,570	67,310	68,620	59,360
6月	222,270	213,200	141,180	132,110	76,570	67,310	68,620	59,360
7月	222,270	213,200	141,180	132,110	76,570	67,310	68,620	59,360
8月	222,390	213,320	141,300	132,230	76,690	67,430	68,740	59,480
9月	222,520	213,450	141,430	132,360	76,820	67,560	68,870	59,610
10月	222,520	213,450	141,430	132,360	76,820	67,560	68,870	59,610
11月	222,520	213,450	141,430	132,360	76,820	67,560	68,870	59,610
12月	222,520	213,450	141,430	132,360	76,820	67,560	68,870	59,610
1月	222,520	213,450	141,430	132,360	76,820	67,560	68,870	59,610
2月	219,840	210,670	139,890	130,720	75,960	66,980	68,100	59,120
3月	226,850	217,680	146,900	137,730	82,970	73,990	75,110	66,130

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。